【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（第十七条の二　削除）

（改正前）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第一号に規定する短期社債に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債

二　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

２　法第六十五条第二項第一号に規定する法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち発行日から償還日までの期間が一年未満のもの又は社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債若しくは前項第一号若しくは法第二条第一項第三号の二若しくは第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるものとする。

３　法第六十五条第二項第一号に規定する法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、発行日から償還日までの期間が一年未満のものとする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第一号に規定する短期社債に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債

二　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

２　法第六十五条第二項第一号に規定する法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもののうち発行日から償還日までの期間が一年未満のもの又は社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債若しくは前項第一号若しくは法第二条第一項第三号の二若しくは第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるものとする。

３　法第六十五条第二項第一号に規定する法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、発行日から償還日までの期間が一年未満のものとする。

（改正前）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　社債等の振替に関する法律に規定する短期社債に係るもの

二　保険業法に規定する短期社債に係るもの

三　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、前項第一号若しくは第二号又は同条第一項第三号の二若しくは第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】

（改正後）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　社債等の振替に関する法律に規定する短期社債に係るもの

二　保険業法に規定する短期社債に係るもの

三　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、前項第一号若しくは第二号又は同条第一項第三号の二若しくは第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

（改正前）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　社債等の振替に関する法律に規定する短期社債に係るもの

二　保険業法に規定する短期社債に係るもの

三　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、同項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　社債等の振替に関する法律に規定する短期社債に係るもの

二　保険業法　に規定する短期社債に係るもの

三　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、同項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

（改正前）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債に係るもの

二　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債に係るもの

三　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、同項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】

（改正後）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債に係るもの

二　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債に係るもの

三　法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、同項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

（改正前）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定める有価証券とする。

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、同項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】

（改正後）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定める有価証券とする。

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、同項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

（改正前）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一　法第二条第一項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券のうち、その有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定目的会社（資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）が取得する特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。第二十七条において同じ。）が次のいずれかに該当するもの

イ　指名金銭債権

ロ　その有価証券について法第六十五条第二項第三号に定める行為を行う銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が保有する不動産（資産流動化法第二条第一項第一号に規定する不動産をいう。）

ハ　イ又はロに掲げるものを信託する信託の受益権

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券（同項第三号の二に掲げる有価証券に該当するものに限る。）に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、前項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一　法第二条第一項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券のうち、その有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定目的会社（資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）が取得する特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。第二十七条において同じ。）が次のいずれかに該当するもの

イ　指名金銭債権

ロ　その有価証券について法第六十五条第二項第三号に定める行為を行う銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が保有する不動産（資産流動化法第二条第一項第一号に規定する不動産をいう。）

ハ　イ又はロに掲げるものを信託する信託の受益権

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券（同項第三号の二に掲げる有価証券に該当するものに限る。）に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、前項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

（改正前）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一　法第二条第一項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券のうち、その有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定目的会社（資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）が取得する特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。第二十七条において同じ。）が次のいずれかに該当するもの

イ　指名金銭債権

ロ　その有価証券について法第六十五条第二項第三号に定める行為を行う銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が保有する不動産（資産流動化法第二条第一項第一号に規定する不動産をいう。）

ハ　イ又はロに掲げるものを信託する信託の受益権

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券（同項第三号の二に掲げる有価証券に該当するものに限る。）に準ずるものとして総理府令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、前項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一　法第二条第一項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券のうち、その有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定目的会社（資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）が取得する特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。第二十七条において同じ。）が次のいずれかに該当するもの

イ　指名金銭債権

ロ　その有価証券について法第六十五条第二項第三号に定める行為を行う銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が保有する不動産（資産流動化法第二条第一項第一号に規定する不動産をいう。）

ハ　イ又はロに掲げるものを信託する信託の受益権

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券（同項第三号の二に掲げる有価証券に該当するものに限る。）に準ずるものとして総理府令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、前項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

（改正前）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一　法第二条第一項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券のうち、その有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定目的会社（資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）が取得する特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。第二十七条において同じ。）が次のいずれかに該当するもの

イ　指名金銭債権

ロ　その有価証券について法第六十五条第二項第三号に定める行為を行う銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が保有する不動産（資産流動化法第二条第一項第一号に規定する不動産をいう。）

ハ　イ又はロに掲げるものを信託する信託の受益権

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券（同項第三号の二に掲げる有価証券に該当するものに限る。）に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、前項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一　法第二条第一項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券のうち、その有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定目的会社（資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）が取得する特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。第二十七条において同じ。）が次のいずれかに該当するもの

イ　指名金銭債権

ロ　その有価証券について法第六十五条第二項第三号に定める行為を行う銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が保有する不動産（資産流動化法第二条第一項第一号に規定する不動産をいう。）

ハ　イ又はロに掲げるものを信託する信託の受益権

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券（同項第三号の二に掲げる有価証券に該当するものに限る。）に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、前項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

（改正前）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一　法第二条第一項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券のうち、その有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定目的会社（資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）が取得する特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。）が次のいずれかに該当するもの

イ　指名金銭債権

ロ　その有価証券について法第六十五条第二項第三号に定める行為を行う銀行、信託会社又は第一条の二各号に掲げる金融機関が保有する不動産（資産流動化法第二条第一項第一号に規定する不動産をいう。）

ハ　イ又はロに掲げるものを信託する信託の受益権

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券（同項第三号の二に掲げる有価証券に該当するものに限る。）に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、前項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】

（改正後）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一　法第二条第一項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券のうち、その有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定目的会社（資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）が取得する特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。）が次のいずれかに該当するもの

イ　指名金銭債権

ロ　その有価証券について法第六十五条第二項第三号に定める行為を行う銀行、信託会社又は第一条の二各号に掲げる金融機関が保有する不動産（資産流動化法第二条第一項第一号に規定する不動産をいう。）

ハ　イ又はロに掲げるものを信託する信託の受益権

二　法第二条第一項第四号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券（同項第三号の二に掲げる有価証券に該当するものに限る。）に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定めるもの

３　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であって、前項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

（改正前）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

（２　新設）

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）

**第十七条の二**　法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの及び第一条の有価証券とする。

２　法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

（改正前）

（新設）